

学校感染症による出席停止について

大阪府立箕面東高等学校

感染症の種類と出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第18条、第19条）

学校保健安全法施行規則により、出席が停止される感染症の種類および期間は、下のとおりです。（R7.4.1時点）
 これらの疾患にかかった場合は、すぐに学校に連絡してください。
 また、登校する際は「学校感染症による欠席証明」を学校に提出してください。
 なお「学校感染症による欠席証明」は保健室にあります。学校のホームページからもダウンロードできますので、活用してください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱 ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 <small>（SARSコロナウィルスによるもののみ）</small> 中東呼吸器症候群 <small>（MERSコロナウィルスによるもの）</small> 特定鳥インフルエンザ <small>（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定するもの）</small>	治癒するまで
第二種	インフルエンザ <small>（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）</small> 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 新型コロナウイルス感染症 <small>（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</small> 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後五日を経過し、かつ解熱した後二日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後三日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが痂皮化するまで 主要症状が消退した後二日を経過するまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで } 症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ・細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（*）	} 症状により学校医等において 感染のおそれがないと認めるまで } <u>（*「その他の感染症」については、罹患したとしても直ちに出席停止の対象とはならない）</u>

欠席証明書記入のお願い

平素より本校生徒の健康面について、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴病院でお世話になりました生徒について、学校感染症（疑い含む）のため学校保健安全法第12条の規定により、出席停止の手続きを行いたいと思います。ご多忙のところ、大変お手数ですが、「学校感染症による欠席証明」にご記入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

学校感染症による欠席証明

大阪府立箕面東高等学校

年 組 番

氏名 _____

病名
欠席期間（ 日間） 年 月 日 ～ 年 月 日

上記の期間における欠席は、学校感染症による欠席であることを証明します。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

印